

令和元年（2019年）第2回可児市議会定例会提出議案説明書（中日追加）

議案第40号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙長、投票管理者等の報酬額が見直されたことに伴うもの。

(2) 改正内容

【別表第1】選挙に係る職の報酬額を改定する。

職区分	報酬額	
	改正前	改正後
選挙長及び開票管理者	1回につき 10,600円	1回につき 10,800円
投票所の投票管理者	日額 12,600円	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円	日額 11,300円
投票所の投票立会人	日額 14,800円	日額 15,000円
期日前投票所の投票立会人	日額12,700円以内で事務従事した時間に相応した額	日額12,800円以内で事務従事した時間に相応した額
指定病院等の不在者投票における外部立会人	日額9,000円以内で事務従事した時間に相応した額	日額9,100円以内で事務従事した時間に相応した額
開票立会人及び選挙立会人	1回につき 8,800円	1回につき 8,900円

(3) 施行日／公布の日

○提出議案数／条例1 合計1